

## 令和2年第4回定例市議会 干場議員からの一般質問

### 自治基本条例について

(要旨)

自治基本条例第29条の規定に基づき、条例の所期の目的の達成状況を検討するために、自治基本条例検討委員会を設置し、3回目の見直しを行っているが、見直しにおいては市民参加の下、社会状況の変化や市民自治の進展に適合しているかを検証しなければならない。

人口減少・少子高齢化社会を迎え、社会状況や財政運営など江別市を取り巻く環境は厳しさを増している中、自治基本条例は、時代に相応しくあり続けており、欠かすことのできない自治体の憲法であることから、その運用については、認識を深める必要があり、検討委員会の議論だけではなく、ワークショップの導入も有効である。

この条例が風化せず、後世に引き継がれていくために、これまで以上に市民一人ひとりが自治の主役として自ら考え、より良い安心なまちづくりを進めていくことが必要である。

質問内容	答弁内容
<p>(1)江別市自治基本条例の見直しに当たっての考え方及び視点について</p> <p>市としてどのような考え方及び視点で見直すこととしているのか</p>	<p>江別市自治基本条例の見直しに当たっての考え方及び視点についてであります。自治基本条例が、まちづくりの最高規範として市民に関心を持ち続けていただくとともに、時代の要請や、社会情勢の変化へ対応していくために、条例が所期の目的を達成しているかどうかを検証し、必要であれば条例改正を行うという考えのもとで、現在、江別市自治基本条例検討委員会を設置し、検討をいただいているところであります。</p> <p>同条例第29条で、4年を超えない期間ごとに、条例の規定について検証すると定められており、見直しに当たっての視点につきましては、条文が市民自治を推進する内容になっているか、各条項に対する取り組みがなされているかなどについて検証してきたところであります。</p> <p>平成28年度の検討委員会では、条例の条文については、まちづくりのルールとして適切に表現されており、変更、修正の必要はないが、現行の制度に関する運用や取組の改善が必要であるという提言をいただいております。</p> <p>3回目となる今年度の見直しでは、前回の検討委員会からの提言書を踏まえた取り組みができていますかという点についても検証をお願いしているところであります。</p>

質問内容	答弁内容
<p>(2)江別市自治基本条例検討委員会の提言の生かし方について</p> <p>具体的にどのように生かしていくのか</p>	<p>江別市自治基本条例検討委員会の提言の生かし方についてであります。検討委員会からいただいた、提言を踏まえた取り組みについて、各部署における実施状況を毎年公表しております。</p> <p>平成28年度の検討委員会では、条例の認知度や市民参加・市民協働の推進などについて提言をいただいております。主なものといたしましては、条例の認知度に関し、市民のアイデアも取り入れながらパンフレットを作成するなどの、取り組みが必要との提言を受け、協働をテーマに、市内の大学生を対象にワークショップを開催し、学生と協働でリーフレットを作成しております。</p> <p>また、市民参加の推進に関しましては、附属機関等には、できるだけ多くの市民の参加が得られるよう努力が必要との提言を踏まえ、市民公募委員を取り入れるよう全庁的に取り組んだ結果、公募委員を取り入れた附属機関等が、平成28年度の9機関から令和2年度には22機関へと増加しております。</p> <p>今回の検討委員会におきましても、最終的に提言書の作成を予定しておりますが、市といたしましては、今後も検討委員会の意見を尊重し、提言を踏まえた取り組みを続けてまいりたいと考えております。</p>
<p>(3)議会に関する規定における議会との連携について</p> <p>議会運営や議会改革など理解を深めるため、議会から直接説明することも必要ではないか</p>	<p>議会に関する規定の検証時における議会との連携についてであります。今年度の検討委員会において、第3章「議会及び議員」の検証に当たりましては、議会事務局から情報提供を受け、資料作成などについても、アドバイスをいただきながら、議会基本条例や、市議会だよりなどの参考資料を提出したほか、市民と議会の集いの開催やホームページによる委員会録の公開など、議会の取り組みについて、説明したところであります。</p> <p>ご質問の、議会に直接説明を求めることにつきましては、今後、ご指摘があった点につきまして、検討委員会にお伝えしてまいりたいと考えております。</p>
<p>(4)パブリックコメントを実施する考えについて</p> <p>条例改正に至らずとも検討委員会の提言を市として受け止めたうえで、市民に対して意見を伺うべきではないか</p>	<p>パブリックコメントを実施する考えについてであります。江別市市民参加条例では、市の基本的な事項や計画策定、義務や制限に関する条例、大規模な公共施設の設置、市民生活に大きな影響を及ぼす制度の実施、などに関して、市が行うときに市民参加を求める、と定められております。</p> <p>そこでご質問の、提言を市として受け止めたうえで、パブリックコメントを実施すべきではないかということにつきましては、これまで、条例改正を求める提言がなかったことから、パブリックコメントを実施していませんでしたが、条例改正の必要がないと提言をいただいた際の対応につきましては、今後、検討委員会に相談してまいりたいと考えております。</p>

## 令和3年第1回定例市議会 干場議員からの一般質問

### 市民参加について

(要旨)

市民参加条例は、自治基本条例第24条に基づき、2015年に制定され7年が経過しました。

自治基本条例は、市民が主役、市民が中心となるまちづくりの実現に向け制定され、第6条では、市民の権利として、「市政に関する情報について知る権利」「市政に参加する権利」「まちづくりに意見を表明し、提案する権利」を有すると記されており、市民の主体的な参加が必要である。

市民が市政に参加していくためには、丁寧で分かりやすく有効な情報の提供は不可欠であるが、パブリックコメントは、市民参加の手法として一般的になりつつある一方で、市民にとってハードルが高いうえ、形骸化しているともいえ、パブリックコメントに対して積極的な姿勢が感じられない。

提出された意見が政策立案等にどう連携されていくのかなど丁寧な説明や、募集時の積極的な情報提供が必要であり、意見をいただくための工夫が必要である。

また、適正な条例の運用を図るために市民参加条例のアンケート実施や、意見交換等も有効であり、自治基本条例の附属条例として、4年に1度の見直しではなく、市民参加条例としての見直しをしていくことも検討すべきです。

質問内容	答弁内容
(1) 市政への市民参加の手法としてのパブリックコメントに対する市の認識について	<p>市政への市民参加の手法としてのパブリックコメントに対する市の認識についてであります。江別市自治基本条例第24条において、市長等は広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならないと定めております。</p> <p>これを受け、まちづくりへの市民参加を推進するため、平成27年に施行された江別市市民参加条例では、第4条において、市の基本構想や計画の策定、市民に義務を課し、権利を制限することを定める条例の制定または改廃など、合わせて4項目を市民参加の対象として定め、また、第5条において、市民参加の方法の一つとしてパブリックコメントの実施を規定しているところであります。</p> <p>パブリックコメントは、市の重要な計画、方針等の素案を広く市民に公表し、市民から意見や情報を求めることにより、提出された意見等を考慮しながら、市の意思決定を行うことができますことから、附属機関等の設置やアンケート調査などの他の市民参加の手法と同様、市政運営において市民の意見を反映させる重要な手段の一つであると考えております。</p>

質問内容	答弁内容
<p>(2)これまでの取組の効果について</p> <p>7年間の取り組みによって、市民行政双方にとってどのような効果があったか</p>	<p>これまでの取組の効果についてであります。市では、平成22年にパブリックコメント手続要綱を制定し、平成27年には市民参加条例を制定して、パブリックコメントの対象や手続きなどを定め、現在のパブリックコメントの制度が確立されたところであります。</p> <p>その後、より多くの市民にパブリックコメントに参加していただけるよう、年2回、広報えべつやホームページなどでパブリックコメントの実施予定の周知を行ってきたほか、ホームページのトップに、市民参加に関する情報を集約した特設ページへのリンクを設けるなど、工夫してきたところであります。</p> <p>平成29年度から令和元年度までの3か年に実施したパブリックコメントの回数は合わせて40回、寄せられたご意見は339件で、手話言語条例の制定や地域公共交通網形成計画の策定など重要な条例や計画において、多くの意見をいただいているところでありますことから、パブリックコメントは、様々な施策や事業の検討に活用され、市民参加によるまちづくりが図られると同時に、市政運営にとって重要な役割を果たしているものと考えております。</p>
<p>(3)課題等の認識について</p> <p>市政への市民参加の手法として取り組んできたパブリックコメントを有効に活用していくことが大切だが、課題等をどのように認識しているか</p>	<p>課題等の認識についてであります。平成29年3月に、自治基本条例検討委員会から提出された提言書では、パブリックコメントについて、市民にとってより身近な存在となるよう、PRに力を入れるべきと指摘されております。</p> <p>また、昨年5月に行った自治基本条例アンケートでは、ホームページに掲載されているパブリックコメント等の参加手続きや制度の説明が分かりやすかったとのご意見があった一方で、「パブリックコメントのことがよく分からない」、「ホームページから直接意見を提出できるようにしてほしい」、「計画や方針の内容が分かりづらい」などのご意見も寄せられたところであります。</p> <p>このため、市といたしましては、パブリックコメントの制度の周知方法や、意見を募集する計画等の丁寧な説明が必要などの課題があると認識しておりますことから、今後、さらに参加しやすい手法等について検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>再質問</p> <p>意見をいただく上での資料不足、意見に対する回答のあり方、市民への働きかけなど、行政側のパブリックコメントに対する認識が不足しているを考えると見解は</p>	<p>市ではこれまでも、より多くの市民の方にパブリックコメントに参加していただけるよう、パブリックコメント実施予定の周知や、ホームページに市民参加の情報を集約するなど、様々に工夫してきたところであります。</p> <p>いずれにいたしましても、先ほどご答弁いたしましたとおり、市といたしましても、意見を募集する計画等の丁寧な説明が必要であると認識しておりますことから、今後、他市の事例も参考としながら、分かりやすい資料の添付をルール化するなど、さらに参加しやすい手法等について、検討してまいりたいと考えております。</p>

質問内容	答弁内容
<p>(4)パブリックコメントの提出者に対する対応について</p> <p>自発的な反応で意見を提出した市民にとって提出した意見がどのように受け止められたか、反映されたかを知っていただくための一つの効果として、意見提出者へ個別に回答することも、新たな取組として可能ではないか</p>	<p>パブリックコメントの提出者に対する対応についてであります。江別市市民参加条例第9条で、提出された意見の概要及び提出された意見に対する市長等の考え方を公表するものと定められていることから、現在、市では、いただいたご意見と市の考えを一覧表にして、市のホームページに掲載するとともに、公共施設等に閲覧資料として配置しております。</p> <p>しかしながら、昨年5月に行った自治基本条例アンケートにおきましても、より多くの市民にパブリックコメントに参加してもらうためには、提出した意見がどのように市政運営に反映されているか、知らせるべきという回答が多くありましたことから、ご質問の意見提出者へ個別に回答することにつきましては、まずは実施している自治体から、情報収集するとともに、今後、自治基本条例検討委員会でご意見を伺いながら、対応について検討してまいりたいと考えております。</p>